

手数料一覧表(長期優良住宅の普及の促進に関する法律)

第5条第1項から第5項の規定に基づく認定申請

(1)評価機関が発行する確認書等が添付されたもの

住棟の総戸数	認定手数料		
	新築	増築・改築等	既存の住宅
1戸	13,000円	19,000円	19,000円
2戸～5戸	28,000円	38,000円	38,000円
6戸～	48,000円	66,000円	66,000円

(2)評価機関が発行する確認書等の添付がないもの

住棟の総戸数	認定手数料		
	新築	増築・改築等	既存の住宅
1戸	50,000円	72,000円	72,000円
2戸～5戸	121,000円	172,000円	172,000円
6戸～	197,000円	280,000円	280,000円

(3)第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、確認申請手数料相当額を加算する。

薩摩川内市確認申請手数料(抜粋)			
	申請延べ床面積		確認申請
	建築物	30m ² 超～	
100m ² 超～		200m ² 以内	20,000円
200m ² 超～		500m ² 以内	28,000円

第8条第1項の規定に基づく計画の変更認定申請

第5条第1項から第5項の規定に基づく認定申請と同額

第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における変更認定申請

1戸につき……4,000円

第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請

1棟につき……4,000円

第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請

1戸につき……4,000円